

平成26年 第11回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成26年10月21日(火) 午後1:30~午後2:05

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	村岡 和俊
委 員	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委 員	4	長井 進
〃	5	佐藤 光男
〃	6	坂根 重友
〃	7	小澤 守昭
〃	8	谷地村 久人
〃	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (1人)

1番 畠山 賢悦

5. 会議書記 事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第8号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成26年第11回 10月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、村民憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、4番 長 井 進 君 をお願いします。</p>
	(村民憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第11回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、8番 谷地村 久人 君 並びに 9番 工 藤 昭 治 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第3 報告第8号 農地使用貸借合意解約書の受理について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>日程第3 報告第8号 農地使用貸借合意解約書の受理について</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を受理したので、報告いたします。</p> <p>P3.4 に2件の合意解約書の写しを添付してあります。2件とも貸し人が新たな借り人と使用貸借を契約したいということですので、現在の借り人と解約をするものです。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、日程第4 議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号30号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>日程第4 議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は使用貸借が3件です。</p> <p>それでは、受付番号30号について説明いたします。</p> <p>P6の受付番号30号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P9に農地法3条1項の調査書、P10とP11に許可申請書の写し、P12、P13に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、報告第8号で報告した農地です。この申請は使用貸借であり、前譲受人が労働力不足のため解約し、新たな譲渡人と使用貸借の設定をするものであります。なお周辺農地状況など、別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、受付番号第30号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の7番 小沢委員から報告を求めます。</p>
小沢委員	<p>議案第23号 受付番号30号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号30号の申請地は畑と田であり、現在は畑として耕作されています。借り受け後も、畑として利用することを予定しています。</p> <p>これらの事や現地の状況等から周辺農地への影響は無いと考えます。</p> <p>また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>引き続き日程第4 議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号31号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>受付番号 3 1 号について説明いたします。</p> <p>受付番号 3 1 号の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P14 に 農地法 3 条 1 項の調査書、P15 に許可申請書の写し、P16 に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、報告第 8 号で報告した農地です。この申請は使用貸借であり、前譲受人が労働力不足のため解約し、新たな譲渡人と使用貸借の設定をするものであります。</p> <p>また別紙、農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の 7 番 小沢委員から報告を求めます。</p>
小沢委員	<p>議案 2 3 号 受付番号 3 1 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号 3 1 号の申請地は畑であり、現在も畑として耕作されています。</p> <p>借り受け後も、畑として利用することを予定しています。</p> <p>これらの事や現地の状況等から周辺農地への影響は無いと考えます。</p> <p>また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>引き続き日程第 4 議案第 2 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号 32 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>次に受付番号 3 2 号について説明いたします。</p> <p>受付番号 3 2 号の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P17 に農地法 3 条 1 項の調査書、P18 に許可申請書の写し、P20 から P23 まで申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>この申請地箇所は、親子間の使用貸借であり、譲受人が認定農業者の資格取得のための申請するものであります。また別紙農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たして</p>

	いると考えます。
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の5番 佐藤委員から報告を求めます。
佐藤委員	議案23号 受付番号32号の現地調査の結果を報告します。 受付番号32号の申請地は畑と田であり、現在は畑として耕作されています。 借り受け後も、牧草地として利用することを予定しています。 これらの事や現地の状況等から周辺農地への影響は無いと考えます。 また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます 以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第23号、受付番号第30号から32号までを原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第23号は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成26年 第11回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

議 長

署名者

署名者